

一般社団法人チャデモ協議会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人チャデモ協議会と称し、英文では CHAdeMO Association と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、電動車両用充放電システムにかかわる固有の技術規格を確立して標準規格として広めること、及び充放電インフラ整備の技術検討を行うことにより、電動車両ユーザーの利便性を向上することに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 充放電器の対電動車両通信規格の確立や技術的な諸課題の解決
- (2) 各国代表を通じた国際標準化機関への情報提供やPRを含めた国際標準化の推進支援
- (3) 充放電インフラの設置に係る技術的支援及び普及推進に関わる支援
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、幹事会員、正会員、賛助会員及び特別会員とする。

2 幹事会員は、設立時においては本定款第47条に定める法人とし、設立後は次項に定める正会員の中から社員総会の決議により指名された法人とし、幹事会員は、社員総会を構成し、会則で定める部会の事業活動を行う。なお、幹事会員の地位を取得した法人は、正会員としての地位を喪失する。

3 正会員は、この法人の目的に賛同して入会する法人及び団体とし、会則で定める部会の事業活動を行う。

4 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人及び団体とし、

会則で定める整備部会の事業活動を行う。

5 特別会員は、理事会が認めた範囲で、代表理事の要請により会則で定める部会等に参加する行政機関、公的機関及び非営利団体、一般向けに充電サービス事業を行う法人等とする。

6 幹事会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

（入会）

第6条 この法人の正会員、賛助会員及び特別会員になろうとするものは、別途定める入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会員は、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1人の者を定め、代表理事に届け出なければならない。

3 会員は、前項の代表者を変更した場合は、速やかに別途定める変更届を代表理事に提出しなければならない。代表者の変更は、代表理事が変更届を受理した時点で有効となる。

（会費）

第7条 会員は、以下の年会費を納入しなければならない。会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

- (1) 幹事会員 200万円
- (2) 正会員 50万円
- (3) 賛助会員 10万円
- (4) 特別会員 なし

2 会員が本定款第8条又は第9条の規定によりその資格を喪失したときは、前項の会費納入義務を免れる。ただし、その資格を喪失した時点において未履行の義務は、これを免れることができない。

（退会）

第8条 会員は、別途定める退会届を代表理事に提出することによりいつでも退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会する。

(1) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。ただし、合併又は会社分割により一般承継がなされる場合を除く。

(2) 会費を納入せず、督促後なお会費を3ヶ月以上納入しないとき。

(3) 総幹事会員の同意があったとき。

(4) 除名されたとき。

（除名）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において総幹事会員の半数以上であって、総幹事会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、当該会員を除名することができる。

(1) 法令又はこの定款及びこの定款の規定に従い定める会則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員大会)

第 10 条 社員総会を開催するにあたり、社員総会の議案に会員大会の決議を要するものが含まれる場合には、これに先立ち、会員大会を開催する。

2 会員大会はすべての会員をもって構成する。

3 会員大会においては、本定款第 38 条第 1 号乃至第 4 号の書類の報告がなされるほか、幹事会員の選任、定款の変更、その他会則に別途定める事項及び理事会が必要と認める事項について決議する。

4 幹事会員は社員総会において議決権を行使するにあたり、会員大会の決議を参考にする。

5 招集方法、決議要件等会員大会の運営に関して必要な事項は、会則に別途定める。

第 3 章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、すべての幹事会員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 幹事会員の指名
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総幹事会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する幹事会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、幹事会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、法第 38 条第 1 項第 3 号又は同第 4 号に掲げる事項を定めた場合は、

会日の2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事又は代表理事が指名する幹事会員がこれにあたる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、幹事会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総幹事会員の議決権の過半数を有する幹事会員が出席し、出席した当該幹事会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総幹事会員の半数以上であって、総幹事会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない幹事会員は、他の幹事会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該幹事会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第19条 理事又は幹事会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、幹事会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が幹事会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、幹事会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
 - (2) 監事1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事

を解任する決議は、総幹事会員の半数以上であって、総幹事会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 会則の制定、変更及び廃止

(開催)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するには、理事会の日より1週間前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事又は代表理事が指名する理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、資金の借入れの決議は、当該事業年度の収支額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 33 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 34 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の法施行規則第 1 5 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から 1 0 年間主たる事務所に備え置く。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事会の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に理事会を開催できない場合にあつては、当該事業年度の開始の日から 9 0 日以内に理事会の承認を受けるものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、理事会の承認を受けるまでの間の予算の執行は、前事業年度の予算執行の例による。

3 第 1 項の規定による理事会の承認を受けた事業計画及び収支予算の変更は、理事会の定めるところによりこれを行わなければならない。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号乃至第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(4) 附属明細書

2 前項第1号乃至第4号の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第39条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

2 剰余金の分配をする旨の社員総会の決議は無効とする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告方法)

第43条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第9章 事務局

(事務局)

第44条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員の選任及び解任は理事会の決議により行う。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第45条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時役員)

第46条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、以下のとおりとする。

設立時代表理事	岡本 浩
設立時理事	佐藤 栄次
設立時理事	新倉 治
設立時理事	阿部 光治
設立時理事	平岡 貢一
設立時理事	中村 光雄
設立時理事	樋田 直也
設立時理事	酒井 一也
設立時監事	清水 雄介

(設立時社員の名称及び住所)

第47条 この法人の設立時社員の名称及び住所は、以下のとおりとする。

名称	住所
東京電力ホールディングス株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地
日産自動車株式会社	横浜市神奈川区宝町2番地
パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
富士重工業株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山二丁目1番1号
三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番8号

(会則)

第48条 この定款の実施その他この法人の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により会則に別途定める。

(定款に定めのない事項)

第49条 この定款に定めのない事項については、すべて法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人チャデモ協議会を設立するために、設立時社員 東京電力ホールディングス株式会社外 7名の定款作成代理人である司法書士法人利根川事務所の社員 大草孝之は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 年 月 日

設立時社員 東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役 廣瀬 直己

設立時社員 トヨタ自動車株式会社
代表取締役 加藤 光久

設立時社員 日産自動車株式会社
代表取締役 西川 廣人

設立時社員 パナソニック株式会社
代表取締役 津賀 一宏

設立時社員 株式会社日立製作所
代表執行役 東原 敏昭

設立時社員 富士重工業株式会社
代表取締役 吉永 泰之

設立時社員 本田技研工業株式会社
代表取締役 八郷 隆弘

設立時社員 三菱自動車工業株式会社
代表取締役 相川 哲郎

上記定款作成代理人

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 4 階
司法書士法人 利根川事務所
社 員 大草 孝之
(司法書士登録番号 東京第 4 8 0 4 号)